

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年4月7日

香取市地域公共交通協議会  
会長 為国 孝敏



### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

香取市地域公共交通計画策定等支援業務委託

#### (2) 業務内容

香取市地域公共交通計画の策定に関する支援業務委託。

詳細は、「香取市地域公共交通計画策定等支援業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)による。なお、仕様書は、受注予定者を特定するための基本的な仕様について定めたものであり、契約締結の際は、更に詳細な内容について、特定された受注予定者と協議の上、定めるものとする。

#### (3) 業務規模

香取市地域公共交通計画の策定に関する支援業務委託の想定上限金額は、以下のとおり。

5,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

#### (4) 委託期間

契約の日の翌日から令和6年3月27日まで

### 2 プロポーザルへの参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 令和4・5年度香取市入札参加資格名簿の委託(営業種目:調査・計画)に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の公告日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)適用申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者でないこと。
- (6) 同一人が代表者となる者で、重複して参加表明している者でないこと。
- (7) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成18年香取市告示第113号)に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱(平

成24年香取市告示第149号)に基づく入札参加除外措置を公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていない者であること。

- (8) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に規定する、地域公共交通計画の策定に関する地方公共団体等への支援業務、または、同計画策定に係る調査業務を受注した実績を有すること。
- (9) 経営状況及び経営規模において本業務の履行に支障がない単体企業又は法人であること。
- (10) 仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者の指示に柔軟に対応できること。

### 3 実施要領等の交付方法

香取市ホームページ(<http://www.city.katori.lg.jp>)からダウンロードするものとする。

### 4 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次の通りとする。

- (1) 提出期限 令和5年5月8日(月)午後5時15分 必着
- (2) 提出場所 本実施要領1の(7)に定める事務局へ提出すること。
- (3) 提出部数 7部(押印が必要なものについては正本1部のみ押印。残りの6部は複写可とする。)
- (4) 提出方法 事務局あてに予め電話連絡のうえ持参(土・日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。)または郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)によること。
- (5) 提出書類
  - ① 参加表明書(様式2)
  - ② 会社概要(様式自由、ただしA4版とする。)  
会社名、会社設立年月日、所在地、技術者数、業務概要、連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)を必ず記載すること。
  - ③ 企業パンフレット等
  - ④ 業務実績調書(様式3)  
ア 契約書等の業務実績を証明する書類(写し可)を添付すること。  
イ 地方自治体等から請け負った同種業務及び類似業務について、記載すること。なお、記載する件数は、最大で15件までとする。
  - ⑤ 業務実施体制(様式4)  
配置予定者が本業務と同時期に従事する他の業務については、地域公共交通計画の策定支援業務だけではなく、これ以外の業務についても記載すること。
  - ⑥ 配置予定者の業務実績(様式5)  
配置予定者の業務実績について、一つの業務実績について一枚で作成し、一人当たり同種業務5業務、類似業務5業務、計一人当たり10業務を限度とする。
  - ⑦ 企画提案書(様式6-1、6-2)

様式6-2については、様式内の項目についての記載を網羅すれば、項目・ページの追加・体裁の変更は可とする。

原則A4版片面印刷とするが、資料の作成上A3版を利用したほうが確認しやすい場合は、A3版も可とする。

⑧ 工程表(様式自由、ただしA4版1枚とする。)

現時点で想定している作業スケジュールを記載すること。

⑨ 参考見積書(様式7)

記載する金額については、業務提案内容を実施するにあたって必要となるすべての費用を含めること。

(6) その他

本プロポーザルにおける同種業務とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で規定する地域公共交通計画及び再編実施計画の業務に係る支援のことを指し、類似業務とは公共交通(バス)等に係る需要予測調査や分析業務のことを指す。

5 審査

審査は、次のとおり実施する。

(1) 一次審査(書類)

① 審査方法

5社以上の企画提案書等の提出があった場合は、事務局で一次審査を行う。次の審査基準に基づき、一次審査点の高い上位4社を一次審査通過者とする。

② 審査基準

審査項目	審査割合	審査基準
①会社業務の実績	10/20	表1-①
②実施体制、配置予定者の能力等	10/20	表1-②
合計	配点20点	

③ 審査結果の通知

ア 令和5年5月9日(火)までに事務局からメールで通知する。

イ 審査及び特定結果に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。

ウ 応募者からの審査結果に対する異議を受け付けない。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)

① 審査方法

次のとおり企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 令和5年5月15日(月)(予定)にプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。なお、時刻及び会場は、別途電子メール等で通知する。

イ プレゼンテーションは1社ずつの呼び込み方式とし、1社の持ち時間は、原則として説明15分、ヒアリング10分の計25分とする。

ウ プレゼンテーションの内容は、提出のあった企画提案書に基づくものとし、資料の追加は認めない。

- エ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含む4名以内とする。なお、本業務を受注した際に主な担当なる予定の者を含めること。
- オ 説明時は、資料等の投影を可とし、86型大型ディスプレイ及びHDMIケーブル、電源を事務局で用意する。参加者は、必要に応じてパソコン及びデータ、インターネットへの接続機材等を持参すること。
- カ ヒアリングは、企画提案に係るプレゼンテーション等に関するものの他、業務全般に関する総合的な内容とする。
- キ なお、本プロポーザルへの参加事業者が1社のみであっても審査を行うものとする。また、審査による評価点が、全体の6割を満たさない場合は、候補者の選定を行わない。

② 審査基準

審査項目	審査割合	審査基準
①会社業務の実績	10/100	表1-①
②実施体制、配置予定者の能力等	10/100	表1-②
③企画提案	60/100	表2-③
④業務参考見積	20/100	表2-④
合計	配点100点	

③ 受注予定者の特定

審査会で、企画提案書の内容及びプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査及び評価を行い、審査結果が最高点であった応募者を選定し、業務の受注予定者として特定する。

なお、最高得点者が複数となった場合は、審査項目ごとに比較し、③企画提案、④業務参考見積、②実施体制及び配置予定者の能力等、①会社業務の実績の順で、審査点の高い者を選定する。

④ 審査結果の通知

ア 審査結果は、二次審査対象者に電子メールで通知するとともに、業務の受注予定者を香取市ホームページで公表する。

イ 審査及び特定結果に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。

ウ 応募者からの審査・特定結果に対する異議を受け付けない。

6 その他

詳細については、「香取市地域公共交通計画策定等支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」による。

7 問い合わせ及び各書類の提出先

事務局:香取市総合政策部企画政策課企画調整班 公共交通担当  
〒287-8501

千葉県香取市佐原口2127番地

電話番号 0478-50-1206(直通)

FAX番号 0478-52-4566

電子メール kikaku@city.katori.lg.jp